

大分県パラスポーツ指導者協議会 2026年度 定期総会

日 時 2026年7月4日(土) 14時～

場 所 太陽の家 あせびホール

【 次 第 】

1、開 会

2、会長あいさつ

3、議長、書記および議事録署名人の選出

4、議 題

(第1号議案) 2025年度事業報告(案)・決算書(案)

(第2号議案) 会費徴収廃止及び会則変更について

(第3号議案) 役員の改選について

(第4号議案) 2026年度事業計画(案)・予算(案)

(第5号議案) その他

5、議長解任

6、閉 会

2025年度 大分県パラスポーツ指導者協議会 事業報告(案)

1 大分県パラスポーツ指導者協議会 定期総会

開催日時: 2025年6月28日(土) 会 場: 社会福祉法人 太陽の家 あせびホール

2 理事会・運営委員会の開催

事業執行の為、必要に応じて開催する

①2025年8月27日(水) ②2026年4月6日(月) ③2026年5月16日(土)

3 専門部の再編

2025年9月5日(金)専門部会議を開催し、専門委員を選任

①指導部 ②研修部 ③情報部 の設置し、各部会にて活動を推進

4 養成講習会について

① 2025年度 大分県パラスポーツ指導者(初級指導員)養成講習会の開催

開催日: 2025年7月27日(日)、8月24日(日)、9月14日(日)、10月19日(日) 計4日間

会 場: 太陽の家サンスポーツセンター他 受講者: 21名

② 中級・上級パラスポーツ指導員養成講習会への派遣

派遣なし。

5 主催事業

① 2025年度 特別研修会

日 時: 2026年3月6日(金) 開催

内 容: 「地域で活動されている事例から学ぶ」～地域の中での可能性について～

参加者: 現地参加:4名 オンライン:8名

② ステップアップ講習会の開催

1)県スポ陸上競技 事前打ち合わせ&研修会

開催日: 5月9日(金)19:00～20:30 会 場: 太陽の家 体育館

内 容: スラローム・フレイムランニング勉強会について

参加者:10名

2)大分国際車いすマラソンにおける支援方法の基礎知識

開催日: 2025年11月1日(土)

時 間: 13:00～16:00 参加者:33名

場 所: 大分県身体障害者福祉センター(あすぴあおおいた) 視聴覚室

講 師: 講義①「大分国際車いすマラソンにおける指導者の役割、スケジュール説明」

大分県パラスポーツ指導者協議会 会長 池部 純政 氏

講義②「車いすマラソン選手へのコース上での支援方法について」

講義③「車いすマラソンの基礎知識」

オムロン太陽株式会社 笹原 廣喜 氏、笹原 拓歩 氏

3)救急法講座

日 時: 2026年2月28日(土) 9:00～10:15 参加者:9名

場 所: 大分中央消防署(大分市舞鶴町1丁目1番1号)

内 容: 普通救命講習1(成人に対する心肺蘇生法)

6 協力事業

① 第20回大分県障がい者スポーツ大会の支援

陸上競技: 日付:5月17日(土) 会場:クラサスドーム大分 依頼人数:10名

水泳競技: 日付:5月18日(日) 会場:大分市営温水プール 依頼人数:4名

【支援者数】陸上競技:11名、水泳競技:4名

② 第44回大分国際車いすマラソン大会の支援

日付: 11月15日(土)受付・クラス分け、16日(日)コース管理 など

【支援者数】 11月15日:10名 11月16日:42名

③ その他、事業協力依頼のあった団体への指導者の派遣

・第24回全国障害者スポーツ大会 大分県選手団障害区分判定

日時:2025年6月18日(水)

・J-Starプロジェクト

日時:2025年7月5日 会場:あすびあおおいた 支援者数:9名

・明輝祭 in 別府競輪

日時:2025年9月27日(土)

・チャレンジ陸上記録会

日時:2025年10月4日(土)

・2025九州パラ水泳短水路公認記録会

日時:2025年10月19日 会場:大分市営温水プール 支援者:5名

・わさだユニバーサルスポーツフェスタ

日時:2025年12月7日(日) 会場:新生支援学校 支援者数:5名

7 後援(共催等)事業

依頼のある事業後援に対して可能な範囲で協力を行う。

【協賛】

- ・第22回大分オープン卓球バレー大会
- ・第33回SUN-CUPインドアサッカー大会
- ・第19回FRIENDRY水泳記録会
- ・2025バーリーカップテニストーナメント

【後援】

- ・第3回障がい者サッカー体験会
- ・第3回全国パラボウリング大会

【協力】

- ・大分リハビリテーション専門学校 パラスポーツ(初級指導員)実技講座

8 広報活動

指導者協議会の広報用リーフレットの作成

メールやホームページ、LINEオープンチャットを通じた情報提供を行う。

9 県内の障がい者スポーツ団体等と連携・構築を図る。

10 その他、当協議会の目的達成に必要な事業

- ・大分県パラスポーツ協会 各種事業打ち合わせ
- ・令和7年度あすびあおおいた運営委員
- ・令和7年度大分県障害者社会参加推認協議会
- ・令和7年度大分県障がい者スポーツ協会表彰委員会
- ・第44回大分国際車いすマラソン実行委員会
- ・令和7年度 大分県スポーツ推進審議会
- ・令和7年度あすびあおおいた運営委員会
- ・令和7年度大分県障がい者スポーツ大会委員会
- ・令和7年度障がい者スポーツ協議会合同会議
- ・令和7年度パラスポーツ九州ブロック連絡協議会
- ・令和7年度 九州ブロックパラスポーツ指導者協議会 幹事会
- ・令和7年度 九州ブロックパラスポーツ指導者協議会 専門部会議

大分県パラスポーツ指導者協議会

2025年度 決算書(案)

収 入			支 出		
項 目	予 算	決 算	項 目	予 算	決 算
前期繰越金	2,091,238	2,091,238	専門部活動費	100,000	23,000
会費(@1,000)	320,000	211,000	ステップアップ研修会	100,000	35,500
30周年記念事業繰越金	36,383	36,383	特別研修会	100,000	20,000
九州ブロック繰入金	350,000	333,800	上級・中級指導員養成講習会 派遣費	100,000	0
事業収入(ユニフォーム等)	100,000	62,500	事業支出(ユニフォーム等)	50,000	140,415
事業依頼謝礼金	150,000	108,000	研修費(研修会参加他)	50,000	0
雑収入	100	2,891	広報費(HP・新聞広告等)	100,000	79,200
			旅費(役員会等)	100,000	0
			各種協賛金	50,000	30,000
			会議費	100,000	27,000
			通信費	100,000	30,063
			事務費	100,000	129,202
			事務局活動費	60,000	60,000
			事業依頼 謝礼金	100,000	157,500
			予備費（繰越金）	1,837,721	2,113,932
合 計	3,047,721	2,845,812	合 計	3,047,721	2,845,812

会計監査報告書

2025年度、大分県パラスポーツ指導者協議会の会計監査を行ない
ました。

監査の結果につきましては、下記の通り報告いたします。

記

監査の結果につきましては、金銭出納帳・領収書・預金通帳等いずれ
も適正に処理されており、決算書の通り相違ないことを報告いたしま
す。

2026年 6月 30日

監 事

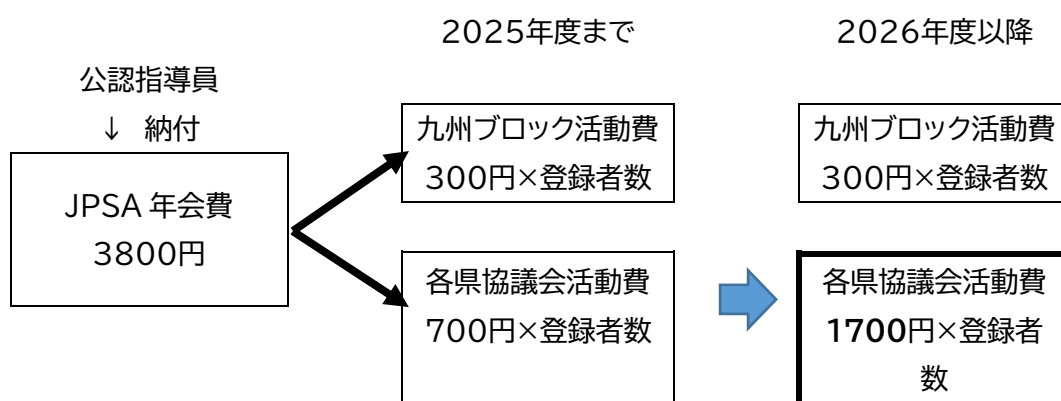
池 永 哲 二 

監 事

宮 原 実 乃 

大分県パラスポーツ指導者協議会 会費徴収廃止について (案)

2026 年度から日本パラスポーツ協会(以下、JPSA)からの各県協議会に対する活動費支給金額が下記のとおり変更となります。



上記変更に伴い理事会にて年会費徴収の継続可否について協議を行った結果、以下の理由から大分県パラスポーツ指導者協議会(以下、SIDO)年会費の徴収廃止を提案いたします。

- 1) JPSA からの活動費支給が、現状の大分県年会費1000円と同額分の増額となる。
- 2) SIDO 登録会員のみからの徴収でなく、大分県を活動地として登録している JPSA 登録者数分が支給されるため、現状よりも収入増となる。
(JPSA 登録会員数:380名^{2026年5月31日現在}、SIDO 登録会員数:317名^{2025年度})
- 3) SIDO 年会費徴収に係る事務局負担の軽減を図ることが可能。

また、会費徴収の廃止に伴い会則変更について別紙の通り提案いたします。

なお、2025年度までの年会費において未収状態にある会員については、総会終了後の資料郵送時に改めて未収分の支払い依頼を同封予定。

大分県パラスポーツ指導者協議会 会則 新旧対照表

新	旧	備考欄
大分県パラスポーツ指導者協議会 会 則 第1章 総 則 (名称及び事務局) 第 1 条 1. 本会は、大分県パラスポーツ指導者協議会と称する。 2. 本会は会務処理のために事務局を置く。但し、事務局の所在地については会長が決定し、理事会の承認を得るものとする。 (目 的) 第 2 条 1. 本会は、パラスポーツ指導者をもって組織し、協力して障がい者スポーツの普及・振興に寄与することを目的とする。 (事 業) 第 3 条 1. 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。 (1)パラスポーツ指導員の養成および資質向上に係る各種講習会・研修会等の開催および協力。 (2)パラスポーツに係る競技会、講習会等の開催および競技団体等との相互協力。 (3)パラスポーツに関する調査・研究および広報活動。 (4)その他、本会の目的達成に必要な事業。 第2章 会 員 (会 員) 第 4 条 1. 本会の会員は、次のとおりとする。	大分県パラスポーツ指導者協議会 会 則 第1章 総 則 (名称及び事務局) 第 1 条 1. 本会は、大分県パラスポーツ指導者協議会と称する。 2. 本会は会務処理のために事務局を置く。但し、事務局の所在地については会長が決定し、理事会の承認を得るものとする。 (目 的) 第 2 条 1. 本会は、パラスポーツ指導者をもって組織し、協力して障がい者スポーツの普及・振興に寄与することを目的とする。 (事 業) 第 3 条 1. 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。 (1)パラスポーツ指導員の養成および資質向上に係る各種講習会・研修会等の開催および協力。 (2)パラスポーツに係る競技会、講習会等の開催および競技団体等との相互協力。 (3)パラスポーツに関する調査・研究および広報活動。 (4)その他、本会の目的達成に必要な事業。 第2章 会 員 (会 員) 第 4 条 1. 本会の会員は、次のとおりとする。	

大分県パラスポーツ指導者協議会 会則 新旧対照表

新	旧	備考欄
(1)正会員 原則として公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導者の資格を有する者。 (2)賛助会員 本会の目的・事業に賛同する個人または団体。 (会 費) 第 5 条 1. 会員は、総会の議決により定められた会費を納入しなければならぬ。 2. 納入した会費は、理由を問わず返還は行わない。 (退 会) 第 5 条 1. 本会を退会する者は、必要事項を記入の上、会長に提出しなければならぬ。 2. 次のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。 (1)日本パラスポーツ協会 会費を5年間滞納した者。 (2)死亡。 (除 名) 第 6 条 1. 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会により除名する事ができる。 但し、その会員に対し弁明の機会をあたえなければならない。 (1)本会の会則に違反した場合。 (2)本会の目的に反する行為をした場合。 (3)本会の名誉を傷つけた場合。 (4)その他。	(1)正会員 原則として公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導者の資格を有する者。 (2)賛助会員 本会の目的・事業に賛同する個人または団体。 (会 費) 第 5 条 1. 会員は、総会の議決により定められた会費を納入しなければならぬ。 2. 納入した会費は、理由を問わず返還は行わない。 (退 会) 第 6 条 1. 本会を退会する者は、必要事項を記入の上、会長に提出しなければならぬ。 2. 次のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。 (1)会費を2年間滞納した者。 (2)死亡。 (除 名) 第 7 条 1. 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会により除名する事ができる。 但し、その会員に対し弁明の機会をあたえなければならない。 (1)本会の会則に違反した場合。 (2)本会の目的に反する行為をした場合。 (3)本会の名誉を傷つけた場合。 (4)その他。	

大分県パラスポーツ指導者協議会 会則 新旧対照表

新	旧	備考欄
第3章 役員 (役員) 第7条 1. 本会に次の役員を置く。 (1)会長 1名 (2)副会長 若干名 (3)理事 若干名 (4)事務局長 1名 (5)監事 2名 (役員の選任) 第8条 1. 会長、副会長、理事は、会員の中から総会において選任する。2. 事務局長、監事については会長が指名し総会において選任する。 (役員の職務) 第9条 1. 会長は、本会を代表し会務を総轄する。 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。 3. 理事は、総会の議決に基づいて会務の円滑な運営を図る。 4. 理事は、専門部会のいずれかに所属する。 5. 事務局長は、会長の指示に基づいて会計等の事務を執行する。 6. 監事は、会務ならびに会計を監査する。 (役員の任期) 第10条 1. 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。 2. 補欠または増員による役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。	第3章 役員 (役員) 第8条 1. 本会に次の役員を置く。 (1)会長 1名 (2)副会長 若干名 (3)理事 若干名 (4)事務局長 1名 (5)監事 2名 (役員の選任) 第9条 1. 会長、副会長、理事は、会員の中から総会において選任する。2. 事務局長、監事については会長が指名し総会において選任する。 (役員の職務) 第10条 1. 会長は、本会を代表し会務を総轄する。 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。 3. 理事は、総会の議決に基づいて会務の円滑な運営を図る。 4. 理事は、専門部会のいずれかに所属する。 5. 事務局長は、会長の指示に基づいて会計等の事務を執行する。 6. 監事は、会務ならびに会計を監査する。 (役員の任期) 第11条 1. 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。 2. 補欠または増員による役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。	

大分県パラスポーツ指導者協議会 会則 新旧対照表

新	旧	備考欄
3. 役員の辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。 (役員の解任) 第11条 1. 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会により解任する事ができる。 但し、その役員に対し弁明の機会をあたえなければならない。 (1)心身の故障の為、職務の執行に支障があると認められた場合。 (2)役員として相応しくない行為があったと認められた場合。 (3)その他。 (顧問) 第12条 1. 本会に顧問を置くことができる。 2. 顧問は、理事会の推薦に基づき本人の了解を得た上で、会長が委嘱する。 3. 顧問は、本会の重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べる。 4. 顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。 (相談役) 第13条 1. 本会に相談役を置くことができる。 2. 相談役は、本会の活動に貢献した会長および副会長経験者等の中から理事会が選任するものとする。 3. 相談役は、本会の活動に対して必要に応じて助言および指導するものとする。 4. 相談役の任期は、選任した理事の在任期間とする。	3. 役員の辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。 (役員の解任) 第12条 1. 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会により解任する事ができる。 但し、その役員に対し弁明の機会をあたえなければならない。 (1)心身の故障の為、職務の執行に支障があると認められた場合。 (2)役員として相応しくない行為があったと認められた場合。 (3)その他。 (顧問) 第13条 1. 本会に顧問を置くことができる。 2. 顧問は、理事会の推薦に基づき本人の了解を得た上で、会長が委嘱する。 3. 顧問は、本会の重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べる。 4. 顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。 (相談役) 第14条 1. 本会に相談役を置くことができる。 2. 相談役は、本会の活動に貢献した会長および副会長経験者等の中から理事会が選任するものとする。 3. 相談役は、本会の活動に対して必要に応じて助言および指導するものとする。 4. 相談役の任期は、選任した理事の在任期間とする。	

大分県パラスポーツ指導者協議会 会則 新旧対照表

新	旧	備考欄
第4章 機 関 (総 会) 第14条 1. 総会は、定期総会および臨時総会とする。 2. 総会は、会員をもって構成する。 3. 総会の議長、書記は、その都度会員の中から選出する。 4. 定期総会は、毎年1回開催し、以下の項目についての審議決定を行う。 (1)事業報告 (2)会計報告 (3)事業計画 (4)予算案 (5)その他重要事項 5. 臨時総会は、理事会が必要と認めるか、または会員の5分の1以上もしくは監事から請求があったとき、開催する。 6. 総会成立は、会員の定足数を持たずに成立する。 7. 議決は、総会出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。 8. 議事録は、会長の責任の下、事務局が保管する。 (理事会) 第15条 1. 理事会は、会長、副会長、理事及び事務局長をもって構成する。 2. 理事会は、必要に応じて会長が招集する。 3. 理事会は、次の事項を審議執行する。 (1)総会に付議する事項 (2)細則の改廃及び規程の制定・改廃 (3)事業の運営に関する事項	第4章 機 関 (総 会) 第15条 1. 総会は、定期総会および臨時総会とする。 2. 総会は、会員をもって構成する。 3. 総会の議長、書記は、その都度会員の中から選出する。 4. 定期総会は、毎年1回開催し、以下の項目についての審議決定を行う。 (1)事業報告 (2)会計報告 (3)事業計画 (4)予算案 (5)その他重要事項 5. 臨時総会は、理事会が必要と認めるか、または会員の5分の1以上もしくは監事から請求があったとき、開催する。 6. 総会成立は、会員の定足数を持たずに成立する。 7. 議決は、総会出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。 8. 議事録は、会長の責任の下、事務局が保管する。 (理事会) 第16条 1. 理事会は、会長、副会長、理事及び事務局長をもって構成する。 2. 理事会は、必要に応じて会長が招集する。 3. 理事会は、次の事項を審議執行する。 (1)総会に付議する事項 (2)細則の改廃及び規程の制定・改廃 (3)事業の運営に関する事項	

大分県パラスポーツ指導者協議会 会則 新旧対照表

新	旧	備考欄
(4)その他 4. 議事録は、会長の責任の下、事務局が保管する。 (運営委員会) 第16条 1. 運営委員会は、会長、副会長、理事、部会長、事務局で構成する。 2. 運営委員会は、必要に応じて会長が招集する。 3. 運営委員会は、事業の運営に関する事項について審議執行する。 (専門部) 第17条 1. 本会の事業を具体的に執行するため次の専門部を置く。 (1) 指導部 (2) 研修部 (3) 情報・広報部 2. 専門部員は、会員の中から業務執行に必要な人数をもって構成し理事会で承認する。 3. 専門部には、担当理事と部会長1名を置き、部会長は部員内で互選し会長が委嘱する。 (委員会) 第18条 1. 第3条の事業執行の為、必要に応じて委員会を設置することができる。 2. 委員会の設置および構成メンバーについては理事会にて承認を受け、会長が委嘱する。	(4)その他 4. 議事録は、会長の責任の下、事務局が保管する。 (運営委員会) 第17条 1. 運営委員会は、会長、副会長、理事、部会長、事務局で構成する。 2. 運営委員会は、必要に応じて会長が招集する。 3. 運営委員会は、事業の運営に関する事項について審議執行する。 (専門部) 第18条 1. 本会の事業を具体的に執行するため次の専門部を置く。 (1) 指導部 (2) 研修部 (3) 情報・広報部 2. 専門部員は、会員の中から業務執行に必要な人数をもって構成し理事会で承認する。 3. 専門部には、担当理事と部会長1名を置き、部会長は部員内で互選し会長が委嘱する。 (委員会) 第19条 1. 第3条の事業執行の為、必要に応じて委員会を設置することができる。 2. 委員会の設置および構成メンバーについては理事会にて承認を受け、会長が委嘱する。	

大分県パラスポーツ指導者協議会 会則 新旧対照表

新	旧	備考欄
第5章 会 計 (会 計) 第19条 本会の会計は、次の各号を持って構成する。 1. JPSA 各県協議会活動費 2. その他の収入 (予算及び決算) 第20条 本会の収支予算は、総会の議決を経て定め、収支決算は年度終了後監事より監査を受け、総会の承認を得なければならない。 (会計年度) 第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。 第6章 会則の変更 (会則の変更) 第22条 この会則は、総会において出席者の過半数の同意を得て変更することができる。 第7章 補 則 (細則及び規定) 第23条 この会則の施行に関する細則及びその他必要な規定を別に定める。	第5章 会 計 (会 計) 第20条 本会の会計は、次の各号を持って構成する。 1. 会費 2. その他の収入 (予算及び決算) 第21条 本会の収支予算は、総会の議決を経て定め、収支決算は年度終了後監事より監査を受け、総会の承認を得なければならない。 (会計年度) 第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。 第6章 会則の変更 (会則の変更) 第23条 この会則は、総会において出席者の過半数の同意を得て変更することができる。 第7章 補 則 (細則及び規定) 第24条 この会則の施行に関する細則及びその他必要な規定を別に定める。	

大分県パラスポーツ指導者協議会 会則 新旧対照表

新	旧	備考欄
付 則 1. この会則は、1992年10月18日より施行する。 2. この会則は、1998年10月18日、一部改正により施行する。 3. この会則は、2000年 4月16日、一部改正により施行する。 4. この会則は、2002年 4月13日、一部改正により施行する。 5. この会則は、2006年 6月 4日、一部改正により施行する。 6. この会則は、2014年 5月18日、一部改正により施行する。 7. この会則は、2017年 6月 4日、一部改正により施行する。 8. この会則は、2019年 4月27日、一部改正により施行する。 9. この会則は、2023年 4月23日、一部改正により施行する。 10. この会則は、2025年 6月 28日、一部改正により施行する。 11. この会則は、2026年 7月 4日、一部改正により施行する。	付 則 1. この会則は、1992年10月18日より施行する。 2. この会則は、1998年10月18日、一部改正により施行する。 3. この会則は、2000年 4月16日、一部改正により施行する。 4. この会則は、2002年 4月13日、一部改正により施行する。 5. この会則は、2006年 6月 4日、一部改正により施行する。 6. この会則は、2014年 5月18日、一部改正により施行する。 7. この会則は、2017年 6月 4日、一部改正により施行する。 8. この会則は、2019年 4月27日、一部改正により施行する。 9. この会則は、2023年 4月23日、一部改正により施行する。 10. この会則は、2025年 6月 28日、一部改正により施行する。	

大分県パラスポーツ指導者協議会 2025-2026年度役員一覧(改選案)

(2026年7月4日総会提案)

役 職	氏 名	取得資格	所 属	備考
会 長	久保 しのぶ	上 級	B型事業所 えくれれ	新規
副 会 長	相本 雄一郎	上 級	合同会社 and U	
理 事	萩 森 滉大	中 級	研修・指導部部会長／研修担当	新規
	幸 野 絵美	中 級	研修・指導部部会長／指導担当	新規
	岩 男 真	初 級	情報部部会長	新規
事務局長	阿 部 友輝	上 級	大分県障害者卓球連盟	
事務局員	岩 男 真	初 級	社会福祉法人 太陽の家	

監 事	池 永 哲二		大分県老人クラブ連合会	
	宮 原 実乃		社会福祉法人 太陽の家	

相談役	堀 川 裕二	上 級	日本卓球バレー連盟 会長	
	池 部 純政	上 級	社会福祉法人 太陽の家	新規

2026年度 大分県パラスポーツ指導者協議会 事業計画(案)

- 1 大分県パラスポーツ指導者協議会 定期総会
開催日時: 2026年7月4日(土)14時 会 場: 社会福祉法人 太陽の家 あせびホール
- 2 理事会の開催
年数回の開催を行う
- 3 専門部会の再編と役割の再構築
2025年度の活動状況を踏まえ、2026年度以降の役割を整理し、執行部と協働して事業を推進。
(各専門部部会長を理事へ)
研修部と指導部を一体化し、「研修・指導部」を設置。
- 4 養成講習会について
 - ① 2026年度 大分県パラスポーツ指導者(初級指導員)養成講習会の開催
開催日 2026年 7月19日(日)、8月23日(日)、9月13日(日)、10月18日(日) 計4日間
会 場 太陽の家サンスポーツセンター他
 - ② 中級・上級パラスポーツ指導員養成講習会への派遣
今年度は九州開催のため、積極的な受講勧奨及び補助の実施
- 5 主催事業
 - ステップアップ講習会の開催
 - 1) 第1回ステップアップ研修「スラローム・立幅跳声支援等勉強会」
開催日: 2026年5月2日(土) 会場: 大分スポーツ公園

その他、研修・指導部を中心に企画し、特別研修を含め複数回の実施を予定。
- 6 支援事業
 - ① 第21回大分県障がい者スポーツ大会の支援
 - ② 第45回大分国際車いすマラソン大会の支援
 - ③ その他、事業協力依頼のあった団体への指導者の派遣
- 7 後援(共催等)事業
依頼のある事業後援に対して可能な範囲で協力を行う。
競技団体との連携強化に向け、後援(共催等)事業の広報及び条件を整理。
- 8 広報活動
指導者協議会の広報用リーフレットの活用
メールやホームページ、LINEオープンチャットを通じた情報提供を行う。
- 9 指導者協議会の体制整備
各専門部の役割と執行体制の整備。
地域別の指導員組織の検討に向けた情報収集及び連携強化。
- 10 その他、当協議会の目的達成に必要な事業

大分県パラスポーツ指導者協議会

2026年度 予算書(案)

収 入				支 出			
項 目	予 算	2025決算	比較	項 目	予 算	2025決算	比較
前期繰越金	2,113,932	2,091,238	22,694	専門部活動費	100,000	23,000	77,000
会費(@1,000)	0	211,000	△ 211,000	ステップアップ研修会	100,000	35,500	64,500
30周年記念事業繰越金	0	36,383	△ 36,383	特別研修会	0	20,000	△ 20,000
九州ブロック繰入金 (各県協議会活動費)	680,000	333,800	346,200	上級・中級指導員養成講習会 派遣費	100,000	0	100,000
九州ブロック繰入金 (事務局運営費補助金)	30,000	0	30,000	事業支出 (ユニフォーム等)	50,000	140,415	△ 90,415
事業収入 (ユニフォーム等)	100,000	62,500	37,500	研修費 (研修会参加他)	0	0	0
事業依頼謝礼金	150,000	108,000	42,000	広報費 (HP・新聞広告等)	100,000	79,200	20,800
雑収入	1,068	2,891	△ 1,823	旅費(役員会・全国及び九州ブロック会議等)	150,000	0	150,000
				各種協賛金	100,000	30,000	70,000
				会議費 (理事会・地域別会議等)	200,000	27,000	173,000
				通信費	100,000	30,063	69,937
				事務費	150,000	129,202	20,798
				事務局活動費	60,000	60,000	0
				事業依頼 謝礼金	100,000	157,500	△ 57,500
				予備費 (繰越金)	1,765,000	2,113,932	△ 348,932
合 計	3,075,000	2,845,812		合 計	3,075,000	2,845,812	